

# 建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点(1/2)



The Knights

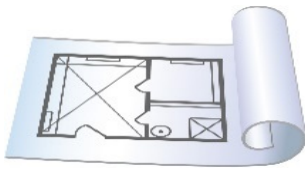
厚生労働省は平成30年4月20日、「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について(基安化発0420第1号)」を都道府県労働局労働基準部長に通達されました。

これを受けて、安全衛生団体、労働災害防止団体、建設業関連団体、石綿関係、建築関係、その他の関係事業者及び団体は当該基安化発の通達に基づいて的確に事前調査を行うことが求められています。下記に留意点をまとめました。

## 1 書面調査及び現地調査(目視、設計図書等による調査)

省略不可!

石綿建材の把握漏れ防止(現地調査の効率性向上、調査対象建築物の理解)



設計図書等の書面は、必ずしも建築物の現状を表したのとは限らない。

石綿等の使用状況を網羅的に把握するためには、書面調査の結果をもって調査を終了とせず、現地調査を行う必要があります。

※(2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く)

## (2) 現地調査(石綿含有建材の使用状況の網羅的な把握のポイント)



- ① 解体や改修作業の対象となる内装及び下地の内側等、外観からの確認が行えない部分についても行うこと。
- ② 現場施工のものや、表示(裏面情報等)のない工場生産製品。⇒ 分析が必要!
- ③ 同じ建材であっても、一部の分析結果や裏面情報等を以て、石綿含有の有無の判断を行わない(別のものに判断を転用しない)こと。⇒ 代表性の適切な判断

## 2 試料採取

- ① 分析方法に係らず、同一と考えられる建材ごとに原則として 3箇所 以上から試料を採取する。⇒ 変動性・均一性の適切な考慮
- ② 他試料の混入を防止するために、採取箇所ごとに採取用具の洗浄等の措置を講じる。

## 3 事前調査における責任分担の明確化及び情報伝達

事業者は、事前調査の一連の過程に携わる関係者間における 責任分担を明確にすると同時に、重要な情報が伝達されるよう 必要な指示・依頼等 を行うこと。

- ① 同一材料範囲の特定や、試料採取箇所選定 について判断を行う者を明確にする。
- ② 施行責任者から調査責任者に対し 作業を行う範囲 が適切に伝達されるよう指示する。
- ③ 分析が適切に行われるよう、現地調査ないし試料採取の責任者から分析者に対して、採取した建材の種類 など、分析に当たって重要な情報が伝達されるよう指示する。

The Knights of Environmental Science

**内藤環境管理株式会社**

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | ⑤放射性物質測定             |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥アスベスト・PCB等の化学分析     |
| ③水道法第20条に基づく水質検査    | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析   | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |



# 建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点 (2/2)



The Knights

## 4 調査の記録

石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にし、下記①～③について記録に残すことを目的に作成する。

- ① 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- ② 作業者へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝える。
- ③ 調査の責任分担\*を明確にする。

※同一材料範囲の特定や試料採取箇所選定の判断を行った者が特定できるよう記録を作成する。



また、解体等の作業を伴わなければ確認が困難であった箇所等については、記録しておくこととされています。

## 5 作業計画

4の調査の記録において解体等の作業を伴わなければ確認が困難であった箇所等は、石綿含有建材の有無を確認するよう作業計画に盛り込むこと。

## 6 石綿ばく露・飛散防止の措置

現地調査や試料採取において、労働者が石綿にばく露をしないようにすること。

- ① 裏面確認等は、できるだけ建材の切断等による取壊しを伴わないよう努める。
- ② 試料採取及び網羅的な調査のために現地調査において切断等による取壊しが必要な場合、石綿則に基づく呼吸用保護具の着用や湿潤化等の措置の徹底をすること。
- ③ 試料採取時に、採取痕から粉じんを再飛散させないよう適切な補修を講じること。

当社では、建築物石綿含有建材調査者、アスベスト診断士、(一社)日本環境測定分析協会における「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」、「建材中のアスベスト分析技能試験」合格者、(一社)日本作業環境測定協会主催「石綿分析技術の評価事業」の A ランク取得技術者により、高品質のサービスを提供致します。

詳しくは、当社 **研究開発部 守屋、鈴木(敏)** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線378、401) までお気軽にお問い合わせ下さい。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | ⑤放射性物質測定             |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥アスベスト・PCB等の化学分析     |
| ③水道法第20条に基づく水質検査    | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析   | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |